

戰國大名と本願寺

——武家門徒の問題をめぐつて——

北 西 弘

はじめに

十五・六世紀になつて、本願寺は各地の武家とさまざま
な交渉をもつようになつた。

その理由は普通一般に、武家の領國支配が、眞宗教團
をネグレクトしては、もはや全きを得なくなつたからで
あると考えられている。もちろんそのような一面もあつ
たであろう。しかしその考えは、武家の領國支配が、な
にを基礎とし、どのような形でおしすすめられたか、さ
らにそれがどおして本願寺と交渉する條件にならねばな
らなかつたか、という基本的な問題をふまえてのもので
はなかつた。ためにその見解はきわめて抽象的であり、
充分な説得力をかいていた。

しかし、守護大名や戦國大名、特に近來重視されだし
た織豊大名の權力構造についての研究は、いちじるしく
たちおくれており、今後の成果が熱望されているような
現情である。したがつて、戦國武家と本願寺の關係を構
造的に把握するということは、現段階ではきわめて困難
な仕事であるといわねばならない。だが他面、眞宗の門
徒となり、あるいはそれを望んだ若干の戦國武家をとり
あげ、彼等が門徒化した理由をたずねることは、右の課
題にアプローチする契機ともなるであろう。事實、武家
門徒化の必然を、各個の武家について検討する時、時代
と地域によつてその性格にはそうとうな差異がみられ
る。しかも我々はその研究をとおして、武家が對應した
教團の地域性を、逆に門徒衆や本願寺に對應する武家の

性格を、發展段階的に把握することができる。

項をあらためて本論にはいろう。

日記』『私心記』『貝塚御座所日記』に明示される事例をあげれば左の如くである。

① 天文三年二月十一日（私心記）

〔三宅、御門徒に可成由 申候〕

② 天文十年二月四日（天文日記）

「從越中國石黒惣領又小ママ 郎郎三 庶子郎三 以書狀、成門徒度之由望申候、又當郡事、加州同前可得御意之由、種々申事共候」

③ 天文十年九月三日（天文日記）

「從朝倉右衛門大夫孝景 入道 初而爲音信以披露狀一腰、

馬代如常到來、又以一書申仍末代可成門下事

一、於末代御弟子仁可寵成事

一、參郡御院家様江進上可申上事

一、以誓談可申上事

右如此書之在判也、又丹後ニハ

一、御院家様江申上儀 彌可然之様 賴堯御取合憑

入事

一、於達本意者、每年參萬疋可進上之旨、可預御傳達

事右如此」

④ 天文十七年三月三日（附錄十六年三月三日）（天文日記）

「從土岐五郎串柿一箱百五十五計 以書狀來。門徒二成度由

13 (北西)

本願寺と武家の關係を考える場合、當然初期教團における有力門弟の武家出自説の検討からはじめねばならない。しかしさまはそれにふれる餘猶をもたない。可能性の點からいつても、史料の上からいつても、その交渉が最も具體性をおびてきた時期として、我々はまず蓮如の時代をあげてよいであろう。

東國下向を志したへり第三回目蓮如が、越中井波の瑞泉寺まで下つた時、國中の武士まで參集したといふことや、表現の誇張はあるが、證如時代にいたつて守護地頭領主が一流に歸したということは、具體的な内情は別として、當時としては充分ありうることであつた。ともあれこの頃から武家——きわめて抽象的ないい方であるが——の門徒化が、文献の上にあらわれてくる。『空善記』や『實悟記拾遺』に、細川右京大夫政元が、「永代ノ門徒ノ由マテ申シ沙汰セラレケリトソ」と記載する如きはそれである。しかしその後、證如・顯如の時代になると、武家の門徒化もいわゆる史料時代に入る。『天文

候。

(5) 天正十三年三月二十日（貞塚御座所日記）

「濃州稻葉右京亮（貞通）當寺御門徒之望被申付而善明寺ト云坊主衆取次にて、右京亮ハじめて以書狀被申入料紙百帖、取次少進法印則御同心之由、御返禮被遣之」なおこの他に國人層の門徒化希望として、天文日記（十三年六月廿二日條）に

「伊賀國人十一人來、此衆今度成門徒、彼國通路無煩可致馳走之由、先度以起請申之、此十一人内一人者使者也、此儀玉櫛矢倉扱也」とみえている。

さらに天文初年門徒化したといふ紀州日高郡の湯河氏や玉置氏、當時本願寺門下のきこえたかかつた飛驒の内島氏、門徒化の確證はないが、飛驒の武將三木右兵衛尉、能登遊佐秀盛、同温井備中入道、末寺門徒ではあるが、天文十八年四月七日の三河野寺本證寺の門徒連判状にみえる石河右近將監忠成等百十五名、天文廿一年十月廿七日附越中五ヶ山十日講門徒連判状にみえる諸郷士等々その類例はきわめて多い。

ところで、これら諸武士が本願寺の門徒となり、またはそれを希望した理由については從來、武家が自己の社會的地位を守り、支配の安定を保證されようとして、さらになろうとする、いわば政治的な便法のための門徒化だと解釋されてきた。『加州本家領謂付日記』や『天文日記』等で明らかなように、公武領主自身、本願寺の援助によつてその所領を確保しようとする風潮のつよかつた當時においては、當然そのようであつただろう。飛驒國三木右衛門尉などは、本願寺に依頼して、越中の勝興寺、瑞泉寺、さらに聞名寺や照蓮寺との近接入魂の義を望まねばならぬ實情にあつたし、木澤等近畿の武士が、門徒衆の助勢を望んだこと等によつてもうなずけるであろう。だがしかし、右のような解釋だけでは、武家門徒化の理由がすべて語りつくされたとはいえない。

まず第一に、門徒化した武家の階級的差異は申すまでもなく、領國支配の形態や政治体制に時處的な差異があつたろうし、その差異が門徒化の理由にちがつた様相を與えたと考へてよいであろう。個々の武家がもつ特異な側面を捨象しては具體的な事實をつかむことが出來ないであろう。たとえば、天文初年の紀州湯河氏の門徒化から、みずからを羽柴郡上侍従と名乗つた天正十三年の稻葉貞通の門徒化まで、武家門徒化の事實は長い期間にわかつてみられる。その間、戰國武將の權力形態は、在地

の生産體形の變化に即應してきわめてめまぐるしく變動している。第一、教團自身、時代とともに變轉しているし、地域によつてかなりのニュアンスの差異がある。それを問わないで、門徒化を政治支配の便法とかたずけてしまふのは大膽至極といわねばならない。

第二に、武士は本願寺教團の一員となり、その組織の中に身をおけば、彼等の政治的・社會的地位が安全に保ちうるといわれるが、これを中世全般に普遍していいうるかどうかをきわめて疑問である。門徒土豪として自己の立場をきずきあげた加賀の洲崎氏や河合氏がのち、下からつきあげられて破門された事實だけをとつてみても、教團人であることがそのまま支配の力になるとは斷じられない。さらに逆言すれば、戰國大名や織豊大名の領國制をそのように消極的な解釋で、理解してよいものかどうかをきわめてうがわしい。

以上によつて、武家門徒化の問題は、いま一度、各個について逐一検討しなおさねばならぬことがわかつたであろう。

二

武家門徒化の實例を見る時、その大半が所謂中間地帶

の武家であつて、たとえ本願寺との交渉がみられたとしても、後進地帶の武家に門徒化の事例がまれである。のみならず、越後上杉氏をはじめ、後北條氏、出羽庄内、相良晴廣、島津氏等にみられるように、後進地帶では一向宗を積極的に禁制斷庄する風潮が強かつた。勿論、中間地帶においても、たとえば徳川氏の禁制や、富樫氏、神保氏、畠山氏、朝倉氏等の断庄、畿内における細川晴元の断庄等それぞれ數えあげられるが、いずれもその動機や経過にニュアンスの差異があるようである（このことに關してはいづれ稿をあらためたい）。こうした事實は、教團發展の地域性や武家權力の地域差にもとづいて考えられねばならず、基本的には在地構造の差異に還元してよいであろう。したがつて門徒化の必然も、禁制の理由も、在地の特異性をぬきにしてはもはや抜本的な解決が與えられぬこととなる。

ところで今日、戰國大名の權力構造が地域的にどのような相異をもつていたかについては、これを先進、中間、後進の三類型に區分し、ほぼ一定した見解が提示されている。もちろん、論述の規準は各論者必ずしも一致せず、その表現に差はあるが、基本においては相互に密接な連關係をもつてゐる。たとえば、大名の支配兵力を視點とし

た宮川満氏は戦國大名をつぎの如く區分している。⁽¹²⁾

まず後進地帶の大名の特性は、すべて生産力のひく方に規定され農兵組織を必要とし、逆に先進地帶においては生産力の高さによつて農民層の成長が盛んであり、大名の領主權は極めて薄弱であつた。それに對し中間地帶では、作人的占有があらたに形成されだし、大名は有力農民・土豪を専門武士に組織しはじめていたと指摘している。⁽¹³⁾さらに奥野高廣氏は土地所有の上から三者の特性を類別し、先進地帶では「大名、家臣の封建的土地所有と、殘存する莊園領主的土地所有、土豪・商人などの加地子領主的的土地所有と、さらにそれらに對立する作人占有・名主的占有・地主的占有があり、村落構成として有力な名主的占有者・地主的占有者を中心とする郷村共同體(惣村)の發達がみられた」後進地帶では、「大名・家臣・社寺の土地所有と、隸屬的小農民の占有を内包した名主的占有との對立が基本で、有力な名主的占有者は、夫役經營を行ないながらも、武士として領主化してゆく」中間地帶では、「先進地區の動きとほぼ同じだが、郷村共同體の發達は緩慢である」とい、また大名の支配體制の性格の上から、先進地帶は國人が中心勢力をもたず、強い戦國大名を生んでいないが、後進地帶で

は舊來の豪族(あるいは守護大名)がそのまま戦國大名に轉移したと指摘し、それに對し中間地帶では、在地國人層のうちから下剋上によつて強力な戦國大名が現われた所に特徴があるといつている。⁽¹⁴⁾

さて以上の所説によつて、ここで問題となる中間地帶の性格を指摘すれば、この地域における生産力の發展はどちらかといえば先進地帶に近いが、武家は獨自な權力構造を有し、先進地帶とことなり強力な發展を遂げ、そこにこの地域の特性があつたといつてよい。他の地域に比し、中間地帶の社會構造には、新舊兩態勢が濃厚に併存し、權力はその上にたつて獨自な發展をとげたのである。十六世紀の加賀門徒旗本が、家父長權の支配的な山間村落に據點をおき、生産力の發展に對應し、社會體制を改變しつつあつた平野部村落を支配していたことなどは、そうした事實を證明するであろう。⁽¹⁵⁾

また織田信長のくだした安堵狀の中に、たとえ擬制化されていても、古い所職の安堵と、近世的な村高制の安堵が重複していたことなどをそれを示している。このように中間地帶における戦國大名や國人土豪は、その權力において、いわゆる過渡的形態の利點を最高度に活用し、それを領主制の擴大に役だたしめたが、しか

し同時にそれ自身うらはらに、越えることの出来ない限界や矛盾をはらんでいたことをも忘れてはならない。ともあれ、以上のような性格をもつ戦國武士の中から、門徒化を希望する武士が多く出現するわけである。以下、門徒化を希望した武家の各一について、具体的に考えてみよう。

三

A まず最初に、天文十年門徒化を希望した越前朝倉氏の場合を考えてみよう。

朝倉氏が門徒化を希望した理由については、從來天文十年前後における朝倉氏の政治動向、就中、越前と加賀の抗争、國境閉鎖の問題から説明するのが普通であつた。周知のように、兩國の不和によつて生じた國境閉鎖は、京家領主に多大の不便を與えていた。ために天文五年頃から諸家が仲介に入り、路次開通の運動が展開された。天文五年五月二十七日には二條家から、同十月十九日には朝倉氏の内縁烏丸家から、翌六年十二月二十八日から七年五月四日にわたつて大覺寺門跡義俊から、それぞれ路次開通の交渉が本願寺に對してなされた。⁽¹⁶⁾ 天文九年三月にいたつては、近江の淺井亮政、六角定頼が仲介

を申しこみ、同八月六日には、二條家から將軍、若君、御臺所、陽明家、大覺寺へ御禮をし、本願寺として調停を依頼するようすすめてきた。證如は、路次の儀については異存はないが、御禮云々は「以外之儀、言語道斷」と怒りこれを拒絕した。⁽¹⁷⁾ このため十年九月にいたつて、朝倉氏が讓歩し、妥協の條件としてだされたのが、實は門徒希望であり三箇條であつたというのである。

路次に關する天文日記の記事は、朝倉氏が門徒化を希望する以前の政治動向を示すものではあるが、しかし門徒化の基本的條件が朝倉氏の讓歩にあつたということについては、なお若干の傍證が必要であり、速断は許されない。第一讓歩というが、何故讓歩しなければならなかつたかが問題である。院家に參郡を進上し、毎年三萬疋も獻上するといつ朝倉氏の態度が、何邊を意圖するものであったのか、さらに本願寺がかかる朝倉氏の申し入れを何故に承認しなかつたのか、所詮「於達本意者」の朝倉氏の本意へこの本意は、たんに門徒化を指すものではなく、門徒化の裏にひそめられている意圖そのものとも解する。あまりにもうがちすぎるであろうか。Vについて、何ら具體的な解釋がほどこされていないといつてよからう。

ではいつたい朝倉氏の門徒化希望をどのように解したらしいのであろうか。この場合まず、領國支配の便法をうるために門徒化したという從來の考え方について検討を加えねばならない。しかし、領國支配の便法という言葉は、はなはだ抽象的な言葉である。今日では、領國制の具體的な内容、就中支配権力の構造自身が問題の核心であり、きわめて微細な考證の段階に入つてゐる。したがつて支配に投影される在地構造をぬきにした、右のごとき表現は我々に決定的な満足を与えない。

ところで天文十年前後の朝倉氏の場合、領國支配の便法といつても、村落門徒農民——だいたい越前における門徒農民の勢力が、質と量においてどれだけのウエイトをもつていたかということ自體が、重要な問題であるが——の經濟的收奪に腐心して門徒化を希望したというやはり、むしろ分國支配を越えて發展しようとする戦國大名の、政治的もしくは戰略的意圖においてその希望を理解しなければならない。（永祿十一年三月二十日、足利義昭の本願寺あて書狀⁽²⁾や三淵伊賀入道あてた本願寺顯如の書狀によれば、この年朝倉義景が使僧を幕府に派遣し、加賀越前の講和をはかつてゐるが、これまた上と同様な意味に解してよいであろう）天文日記七年九月廿九

日の條に、

「若州武田被申とて、先日門下にて候と申て、會候上野自湯歸候待て此方に候て申由候其子細者山内丹後入道、彼國へ自越前可亂入之由候條、連々無等閑事候間、亂入候者自加州越前へ又入候様申付候者 可爲祝着之由 武田召仕候一宮式部少輔と云者に對ノ、此由此方へ可申居旨候狀ヲ出之申候」

とあり、これに對し

「武田へ返事にハ、雖無等閑候、爰元之儀左右方共申談事候、又加州之儀各取亂たる儀共候間、得其意可申候由候也ト 申させ候」（天文日記七年十月五日の條）といつてゐる。さらに同日記七年十一月九日の條によれば、山縣源三郎⁽³⁾は本願寺に對し、越前から亂入者があれば、加賀勢の合力を申し付けてほしいと依頼し、證如から厚意的な返事をうけている。あるいはまた本願寺は、尾張斯波氏からも越前入國について、加賀勢の援助を申付けてほしいと依頼されている。

右の事實によつて明白な如く、朝倉氏のおかれている現實門徒化希望の事實は、たんに門徒支配の安定を得て、分國領有の實をあげようとするような段階のものではなく、ひろく戦國諸侯の間に亘し、自己の立場を擴大

しようとする戦略的意圖が、その基礎であつたといつてよい。再言すれば、戦略意圖とは、門徒衆の國內一揆を恐れ、その不安をなくして他國に出兵したいというような意圖ではない。本願寺自體の大名的權力に照應した政治的態度、さらには信長政權を意識し、それを前提とした政治的意圖と考える。よしんば門徒勢が問題になるとしても、それは分國內の門徒勢ではなく、むしろ加賀越中の門徒勢力である。こうした朝倉氏の立場は、天文九年八月ならびに同十年の美濃出兵、天文十二年の西國下向によつておおいにつよめられたことであろう。北條氏康が永祿九年、六十年にわたつた一向宗の禁制をとしたことや、上杉氏が天文末年一向宗の領内布教を認めたこと、さらには甲斐武田晴信が越中門徒の合力をのぞんで本願寺に近接し、かつ兩遠藤氏の同盟を求めるため郡上安養寺に接近した立場も、ともに朝倉氏のそれに相通ずるものであつたといつてよい。

さて、朝倉氏の本願寺に對する態度を概略以上の如く解するが、つぎに傍證的な意味で朝倉氏の領國支配について考えておかねばならない（傍證的な意味で領國支配を考えるということは、嚴密な意味では順序逆轉であり、方法論的には批判されてよい。だがここでは敍述の

都合上やむを得ない）。

この場合まず指摘しておかねばならぬことは、朝倉氏の分國一圓支配が、下級武士を基礎として、いわゆる寄子同心方式の體制をとり、比較的着實に實現されていたということである。しかも朝倉氏は生産力に照應する土地政策を強力におしすすめていた。

永祿十一年六月二日付の高村清左衛門尉息式部卿存秀の知行目録⁽²⁾に

「右式不知行式公事未落居之地書加申候者盡可被成御堪落候但御給恩地等少々相交候へ共爲御新恩任當賣券之旨永代無相違被成下御裏判候之者可忝存候」とい、給恩地を新恩として認めるよう申請している。ここにいうような給恩地が、朝倉氏によつて停止されたことは、右に對する朝倉義景の裏書に、

「此目録任奥書之旨封裏訖 紿恩之地堅雖令 停止爲新恩可寺務者也」

とあることによつて明白である。もちろん、停止した給恩地を、新恩として認めねばならなかつたこと自體、問題ではあるが、しかしともあれこれによつて朝倉氏の新しい土地支配の動向がうかがえるであろう。

ところで、こうした朝倉氏の分國支配を比較的のスムー

スに實現させた理由はいつたいどこにあつたのであるか。その理由は多く考えられるが、まず第一に、越前においては、本願寺門徒に對抗する専修寺門徒があり、相互にけんせいしあつて、加賀の如く強力な統一下部集團がうまれなかつたということである。天正三年十二月八日、さら谷村堂下惣代左衛門ら七名が金森五郎八にあてて、

「當村之儀、本願寺門徒に付而、雖可被成御成敗候、
高田三ヶ寺江御門徒被仰付候、忝存候、然者向後いか
やうにも寺役可相働候萬一違亂存分申候者、急度可成
御成敗候」⁽²⁾

といい、たとえ權力による強引な轉派であつたとして
も、比較的抵抗少く門徒替えできたのは、右の事情にも
とづくものであろう。かかる事情こそ、さかのほつて超
勝寺や本覺寺が、越前還住をゆめみつつも一朝に成らな
かつた理由の一つであつたし、また、越前北莊の堀江景
忠が加賀一揆に黨して、朝倉氏に對抗した時（永祿十年）
いちはやく退城し、越前をさらねばならなかつた理由と⁽³⁾
もあるのである。そしてこのような越前の動向が、

「九月下旬、惟住五郎左衛門方へ爲御使寺内若狭、越
前、下國、其次に能州前田又左衛門越中佐々内藏助な

どへも若狭を被遣了、これは何も國の御門徒衆のため
也、⁽⁴⁾」

という如き、本願寺のきわめて消極的な態度を餘儀なく
させたのである。したがつて、天正二年の一揆が溝江長
逸や朝倉景鏡を討ち（本論では天文の朝倉門徒化が中心
問題である。それの滅亡理由や情況については他の機會
にゆづる）下間筑後を石山本願寺から守護としてむかえ
たことも、武生市五分市小丸城址から出土した文字瓦に
よつてしられる熾烈な一揆も、はたまた天正十一年四月
八日、柴田勝家の江北境進出に對抗し秀吉が、下間頼廉
に求めた一揆勢力もともに既往の加賀一揆の構造と混同
し同一視してはならない。このことについて井上銳夫氏
は、「門徒一揆ではあるが、しかし教團組織といふより
も鄉民蜂起であり、佛敵退治よりも外來の新支配者に對
する反抗という意味を重く考えるべきであろう」とい
い、教團と郷村の乖離相剋をといている。けだし至當な
所說である。ともあれ越前における本願寺教團は朝倉氏
の分國支配を阻害し、それに妥協を餘儀なくさせる程の
力を有してはいなかつたといつてよからう。

第二に指摘したいことは、門徒化を希望した朝倉孝景
の十七ヶ條によつてもわかるように、朝倉氏の内

政方策が時宜にかなうものであつたということである。十七ヶ條中みられる、「器用忠節人をとりたつべきの事」や、年中三箇度、國を正直人にめぐらせ、四民の諸口謡を聞き沙汰させたことなどは申すまでもないが、とくにその第十五條に、

「當家壘館の外、必國中に城郭を構させらる間敷候

摠て大身の輩をば悉く一乘の谷へ引越しめて、其郷其村には、只代官下司のみ可被居置事」

とあるのは元和の一國一城令に通ずるものであり、それは分國支配の軍政的手腕を示すものとして注意されねばならない。村落支配がなお名主層を基礎とし、古い體制から脱皮し得なくとも、こうした近世的な家臣團の構成は、もつとも現實的な政策の一つとして高く評價されてよいであろう。

かくして、朝倉治下の越前においては、加賀にみられたような門徒領國はついにみられなかつたのである。以上によつて、朝倉氏の門徒化希望は、國內門徒團の優勢に對し、領國支配の便宜をうるためになされた妥協の政策でなかつたことが確認されたであろう。この點越前は、天正十五年九州下向の前田利勝が、一向宗徒から人質を徵さねばならなかつた越中と相當なひらきがあつ

た。したがつてそうした越中で門徒化を希望した石黒氏の場合と、朝倉氏の場合とはかなりの相異があつたとしなければならない。中部地方には、「極めて多彩でヴァラエティにとんだ」戦國大名が存在したという奥野高廣氏の指摘を想起すべきであろう。

B 越中石黒氏の場合、まずこれを朝倉氏と同列に戦

國大名としてよいかどうか問題ではあるが、しかしそれがたつ社會ならびに社會勢力のあり方は、越前と異つていた。天文十年十二月、飛驒の三木直頼は本願寺に親書し、越中勝興寺等との協和仲介を請うている。それは、井口美濃の越中入部にあたり、もし強引に入部するならば対抗する(5) というほどの越中教團の勢力をみとめてのことであつた。とにかく越中の教團は、戦國大名の封建的知行を無條件に許すほどよわいものへ嚴密にいえば近世化といふべきかゝではなかつた。しかもこの地域には、加賀教團の勢力がきわめて強く侵透しており、尾山御坊の外濠的地域であつた。天文日記六年七月二十一日の條に、下長左衛門大夫が越中礪波郡宮嶋へ入部するにあたり、「加州ちかぐにて候間、國の覺」のために證如の一札を所望してきたことが記されている。右の事情を物語るに充分であろう。

十二世紀ごろ、石黒黨として高名をはせた同氏が、文

の門徒化について考えてみよう。

明十三年一揆に敗られ、天文十年にいたつて門徒化を希望し、「當郡事、加州同前可得御意」と訴えねばならなかつたことや同じく神保、椎名氏が常に一向宗徒と結ばねばならなかつたことは、越中の情況を如實に示している。

ともあれこの地域においては、戦國大名の上昇は可能でなく、武家は本願寺から、限界内の知行を安堵されることに意を用いねばならなかつた。したがつて武家門徒化の理由を、領國支配の便法のためと解した從來の所説は、この地域においては適用されてよいであろう。だがそれは、武家領主にとつて決して夢多いものではなく、灰色の政策であつたことを忘れてはならない。

※この地域における本願寺の政治的立場が、封建的知行に對し、本質的に阻止的であつたのか、あるいはまた自己の封建知行を擴大確保するために他の封建知行者を阻止したのか、關心ある問題である。本願寺領國の性格や、日本封建制成立の問題につらなる問題である。石黒氏門徒化の問題も、實はこうした基本的な問題の上にたつて具體的にとりあつかわれねばならない。しかし、啓蒙的な問題提起を主眼とする本稿においてはそれにふれず、他日を期したい。さてつぎに、以上みてきた朝倉氏や石黒氏に對比し、美濃の土岐氏と天正十三年に下つてみられた同國稻葉氏

C 越前の朝倉宗滴を、言辭をつくしてほめたたえた『朝倉宗滴話記』は、美濃の土岐氏について、「當代日本に國持の無器用、人あつかひ下手の手本と可申人は土岐殿大内殿細川晴元殿三人也」と酷評している。いわるとおり戰國時代に入つて土岐氏（政賴＝賴純、賴藝の時代）は、被官齋藤道三の叛逆にあり、その權勢はまつたく地におちていた。即ち永正十四年家督をついだ政賴は、その前身が油行商人であつたと傳えられる長井新九郎利政＝法蓮坊＝松永庄九郎＝西村勘九郎＝齋藤左近大夫利政＝齋藤秀龍＝齋藤道三／に天文初年攻撃され、越前に走つて從弟朝倉義景の外護をうけねばならなかつた。さらに政賴の弟で、そのあとをうけた賴藝＝土岐左京大夫＝宗藝／は、天文十一年同じく齋藤秀龍に攻められ尾張に走つて織田信秀にたよらねばならなかつた。天文十六年、朝倉義景、織田信秀の援助によつて政賴・賴藝兄弟は大桑城に移り得たが、秀龍は再び叛し大桑城は焼かれた。同十一月二十四日賴藝は近臣山本數馬の地、岐禮郷にいたり、朝倉氏の援助を乞うたが拒絕され、後はるかに上總國に赴き真里谷上總介賴高（尙）をたよつた。戰國時代のめまぐるしい權力の

消長である。

ところで、天文十六年門徒化した土岐五郎とは、天文日記七年四月二十四日の條に、

「土岐五郎號イヒ郎
士岐弟也」

とあるから、不運の守護政頼、頼藝の弟揖斐五郎光親の◎ことである。土岐の有力一族として揖斐五郎は、つねづね道三の舉動に對し注意をおこたらなかつた。ために五郎は、道三から頼藝に讒訴され勘氣されたと傳えられる。道三に對抗する土岐太郎法師丸と五郎の悲劇は、多分に潤色され、そのまま信することはできないが、しかりうべきことであつた。⁽³⁾ともあれ、破竹の勢いで上昇する道三の權勢をみた五郎光親は、本願寺と手をにぎることの必要を、人一倍身にしみていた。ところで、本願寺と手をにぎるという場合、その必然は美濃教團の動向に即して語られねばならない。

越前ならびに加賀・越中と美濃の教團を比較するとき、美濃においては武家國人層を中心とする教團組織が特に強固であつた。もちろんそのような傾向は一定時において、越前・加賀でも認められる。しかし越前の門徒國人は、比較的早く朝倉氏によつて換骨奪胎されていたし、加賀の場合は大小一揆においてみられるようにそれ

らの階級的變動はきわめて頻繁であつた。右のような美濃教團の事實は、たとえば本巣郡眞桑教念寺の明應五年本尊裏書に「眞桑郷地頭願主釋了道」とあること、同じく稻葉郡下川手の勝勝寺の天文十年本尊裏書に、「厚見郡革手府城、俗名杉山刑部尉政定法號教秀」⁽⁴⁾〔土岐累代記〕に、頼藝の執事の臣として、杉山刑部丞佐合なる者の名があげられている。この政定がそれと同一人物のかどうか興味ある問題である。）とあることによつてもうかがえるであろう。しかもかかる人物が美濃教團において、決して特異なものでなかつたことは、次ぎに列記する武家國人と本願寺との關係からでも推定できる。

① 濃州國人宮河討死の齋志（天文日記五・一・二十九）

この宮河は『飛驒編年史要』『天文日記』によると大垣城主で長井新九郎の與力。天文四年齋藤氏と長井氏の合戦で戦死したという。ただ後述するようにこの戦いの際、門徒衆は齋藤方に味方している。いわば宮河は門徒衆にとつて敵方である。その敵方がこのように本願寺と關係をもつということは、たんに遺族の信仰の問題ではなく、長井方の本願寺に對する態度——その後天文日記にも多く出てくるが——をうらがきするものであろう。なお、天文日記六年二月十五日の條に

- は、宮河の母が本願寺に齋の志を持参し、田地を寄進している。また同八年三月十九日の條には、宮河孫九郎の母が齋志を上納している。
- ② 岡本宗三郎齋志（天文日記七・一・二十九）
 ③ 高木氏（天文日記七・二・五）
 ④ 本願寺に對し多藝郡中は、郡内の高木が淺井・土岐に成敗され、加うるに近所の在宅七百間ばかりも放火亂妨され迷惑していると訴え、本願寺から浅井に向後煩のないよう申し込んでほしいといつている。この高木は、天文日記十年十一月八日所出の高木美作のことであるうか。
- ⑤ 大桑與五郎（天文日記十二・十一・十四）
 ⑥ 土岐美濃守や鷺巢齋藤右衛門尉の使として上山している。天文十三年五月二十八日、本願寺より土岐・揖斐五郎は、天文十三年三月五日、本願寺に齋の志を上納した聖德寺下の美濃大桑與三右衛門と關係するものであらうか。
- ⑦ 郡上安養寺下赤谷宗左衛門（天文日記十五・二・五）
 ⑧ 郡上安養寺下赤谷大郎左衛門（天文日記十五・二・二十四）
 ⑨ ミノ林宗三郎、同道西、同太郎衛門、同三郎衛門、竹中彦八郎（天文日記十六・二・五）
 ⑩ 性顯寺下林太郎左衛門（天文日記十六・八・三十）
 ⑪ 性顯寺下末守八郎三郎（天文日記十七・一・二十九）
 ⑫ 西圓寺下御藏清兵衛（天文日記十七・二・四）
 ⑬ 中庄願正寺下長森新右衛門（天文日記十八・三・十六）
 ⑭ 墓侯空了門徒竹中彦八郎（天文日記二十・八・五）
 さて、以上の人々がいつたいどのような社會的存在であつたかもちろんさだかでないが、しかしそれらが上納した齋料でおおよその推定がつく。齋料という懇志でこ
- ① 中庄願性寺門徒ナカモリ新衛門
 (長森)
- 齋志

とをはかるのは早計のようでもあるが、しかし當時の社會秩序、分限の通念からいえばあながちまとをはずれないと確信する。ところで、長井新九郎の興力である宮河の場合、布施は證如、光應寺一家衆へ計一貫八百文と坊主衆へ百文づつ、別に證如へ志として十五貫文、總計約十七貫文であつた。これに對し岡本宗三郎以下の齋料は、林宗三郎、竹中彦八郎外合同の十貫文から以下、一人平均六貫強となる。中にはもちろん商人かと推定されるものもあるが、しかしその大部分が下級武士であつたと考ええて大差あるまい。下級武士というものが抽象的だとすれば在地の有力な村殿であつたといつてもよいであろう。

※村殿が教團構造の中核をなしていたということは越中五ヶ山地帶でも同様であつた。だが美濃のそれが五ヶ山とちがうところは、美濃の村殿がそのまま戦國大名や被官と濃厚な關係を有していたことである。いうならば五ヶ山地域の村殿が強固なヨコの線を保持していたのに對し、美濃のそれは概してタテの線がつよかつたといつてよい。そしてそこに兩者の存在意義が、歴史的に相異することをよみとらねばならぬ。

こうした村殿は門徒集團の中心となり、あるいはまた坊主分となり教團をうごかしていた、天文九年二月十六日齋料を上納した性顯寺下中村何某は、同九年一月（十

七日）當番をつとめた性顯寺について上山したものと推定され、これらによつてもその動向がうかがえるであろう。ともあれかかる村殿を中心とする教團の力は、多藝一揆⁽¹⁾を蜂起せしめ、年貢無沙汰を推進せしめた。⁽²⁾しかも注意すべきことは、こうした門徒集團がそのまま領國支配をめぐる上層武家の鬭争に介入していることである。上層武家に對應されるというよりは、むしろ武家の相互葛藤に對應したといつてよい。天文五年秋、齋藤彦九郎と長井新九郎は戦つた。（兩氏の抗争は天文四年頃にもみられること、先述の宮河討死のことわざる。）この節、彦九郎方を近江の六角定頼（兵千二三百）越前の朝倉孝景（兵三千）が應援し、美濃門徒團もまた同じく彦九郎に荷擔している。

「長井きりかち候ハバ 門徒中之儀可爲迷惑候間」と、彦九郎合力への理由をのべている。この戦いにあたつて坊主衆は本願寺に飛脚を出し、上山している十人の番衆を下國させるよう申し入れ、證如またそれに同意して下國を命じている。じかもこの戦いの中心は坊主分の衆で、天文日記五年九月十九日の條では、坊主衆と區分していることは特に注意を要する。十月に至つて、彦九郎方はなお苦戦していたらしく、天文日記（五年十月二日）

には「國錯亂ニ付而、皆々山ぎはへのきて候間」齋の頭がつとめ得ぬといつてゐる。五年十月二十一日には土岐方より合力のことが本願寺に依頼されたが證如はそれを拒絶している。天文七年九月、守護代利良が歿し齋藤家の宗家がたえた時、頬藝は長井新九郎に家名を命じていふから、この合力依頼はおそらく長井方へのものと思われる。兩者ともに本願寺に接近しようとする態度がうかがえる。ただここで注意しなければならないのは、長井新九郎が勝利を得れば何故門徒が迷惑しなければならなかつたかということである。逆臣とうたわれる新九郎に倫理的に反抗するという感情論ではすまされまい。なお確定的なことはいえないが、守護大名から轉化し傳統的なハ保守的／支配構造をのこす戦國大名土岐氏をゆるがす新勢力新九郎に對し、門徒衆が阻止的な行動をとつたという事實によつて、教團ならびに彦九郎の立場が評價出来るようである。このことは、多藝一揆後、美濃の新道場三百餘ヶ所が破却されようとしたとき、齋藤右衛門尉の口入によつて、十一ヶ所の破却だけで許されたといふこと⁽⁵⁾、換言すれば新舊兩勢力の交替期にあつて、教團があふるい勢力をとていけしなければならなかつたことによつてもうなづけるであろう。守護大名的餘臭を多分

にのこす土岐氏を擁護し、いわば守護大名のあだ花として咲いた土岐五郎が、門徒化を希望するにいたつた理由はここに判然とするであろう。後年、封建的諸政策を強力におしすすめた信長は、遠い加賀一揆を聞くまでもなく、すでに生れながらにして討つべき相手を身近かに擁していいたといえよう。

さてこうした美濃門徒の性格は、そのまま飛驒にも通ずるものであつた。即ち三木氏は守護京極氏を凌駕する權勢を得たが、なお、村殿を中心とする教團を一舉に驅逐するほどの力をもち得なかつた。温存利用しつつその生命を絶とうとするのがそのねらいであつた。彼が本願寺に、越中勝興寺、瑞泉寺、照蓮寺、聞名寺との和協を申しこんだとき、「合力之儀などと非申之儀候」、「只前々も無等閑事候間、彌入眼候様にとの」ことで、「其上者無別子細」といつたあたり、その間の三木氏の胸中を如實に示すものである。この微妙な三木氏の態度、端的にいえば發展への限界は、天正十三、四年、織豊大名として立身した金森可重に聞名寺末坊が一揆し、三木氏とならび稱される江馬氏が、それに荷擔した事實にも通ずる。天文七年六月八日、本願寺は照蓮寺に、加賀門徒から追放した土豪洲崎・河合に何故通路を許したか、「惣

郷として申し定める」と詰問している。この事實をうがつて、飛驒の教團構造が洲崎・河合に同情を寄せる動向のものであつたといえ巴過言であろうか。濃飛の教團内容についてこれ以上はふれないが、ここで特に注意しておきたいことがある。それは、右の如き教團に照應して、大名・被官は、その權力の限界を満たす一時的手段として、本願寺に接渉をもとめていたが、逆に本願寺自體、濃飛に對し積極的にはたらきかけねばならぬ理由があつたということである。

天文十年十一月八日、證如は土岐美濃守、揖斐五郎、鷲巣六郎、齋藤帶刀左衛門、齋藤彦九郎入道、齋藤左近大夫（長井新九郎）、長井孫九郎、齋藤右衛門尉、木下源次郎、高木美作の十人に音信したが、その理由を、「北國路次事候間、如此候、此土岐、鷲巣宗雄、祐向領中を各上下候事候」といつている。越前と加賀の通路封鎖によつて、この道は本願寺と北陸門徒をむすぶ主要道路となり、本願寺の北陸支配において、まさにその成否をにぎるものであつたと極言してもよからう。從來この道は三河教團の北陸侵透に利用され、加賀大小一揆にあたり三河坊主をひきいた實圓の來援もこの通路によつたものであろう。天文

頃その需要がとみにひろまつたことは、次に示す天文日記の記事によつてもうかがえる。⁽¹⁰⁾

「濃州ニ加州上下の宿し候大屋新三郎、以北郡坊主衆申事にハ、數ヶ年宿仕候處ニ、自此方申付候とて、杉山小太郎所へつけ候、大屋方へ付候衆をも喚取候間、迷惑候、所詮杉山所へ付候衆其分にて候べし、又大屋かたへ自前々付候衆ハ大屋へ付候へと上野折紙所望候間可遣申付候」

所詮、先述したような美濃教團の特性と、その特異な地理的位置から、美濃の武家と門徒の諸關係を考えねばならず、土岐の門徒化も、それを許した本願寺の立場もこの線にそつて理解されねばならない。（濃飛の地理的位置、なかんずくそれと本願寺、戰國諸大名の關係については後述する。）

D 土岐五郎について、天正十三年門徒化を希望した稻葉右京亮貞通について考える。天正十三年といえば、本願寺の權勢が隆盛の極に達した天文年間より約半世紀くだり、その間の社會事情はめまぐるしく變化し、本願寺の勢力も織豊政權によつてようやく換骨奪胎された。したがつて、そうした時期における稻葉氏の門徒化を、天文年間のそれと同視してはならない。しかも稻葉

貞通は、氏家・安藤とならび「西美濃三人衆」の一人で、織田氏から與力家來を安堵された被官制の典型的な武家の一人である。では、かかる發展途上にある織豊大名の一人稻葉氏が、主君信長の敵とする眞宗教團に、こそざら門徒化を希望しなければならぬ理由は、——しかも『貝塚御座所日記』によれば稻葉氏の希望は、朝倉氏の場合とちがつて、本願寺の了承するところとなつた——いつたいどこにあつたのであろうか。

私はその理由を、權力の形成過程から考え、第一に國內事狀から、第二に稻葉氏が對應する本願寺の政治的立場から指摘したい。

まず第一に、稻葉氏が如何なる國內事狀に立脚してその權力を形成したか、そしてその過程において、氏の門徒化を餘議なくしたものは何であつたかについて考えてみよう。

周知のように、稻葉氏は元來、土岐氏の忠實な被官であつた。しかしながら述べた如く、永祿十二年再度、信長から美濃河西所々の春秋諸段錢ならびに夫錢を安堵され、戦國大名から織豊大名に轉身した。その權力は、日本をつて盛んになつたが、しかし信長の安堵狀によれば永祿十年以降なお「近年不納之由」とあり、在地の完全

支配にはそうとうな問題がよこたわつてゐた。加えて貞通は、その後、揖斐から郡上八幡城に轉封している。⁽⁴⁾しかも郡上八幡には眞宗教團の有力據點として安養寺があり、戦國諸侯の間に互してその威をふるつてゐた。こうした情況下にあつて稻葉氏は、變容しつつあつたとはいへ、なお村殿を中心とする強大な戰力を擁した門徒群に、異常な關心を示さねばならなかつた。もつともかかる村殿が、後刻織豊大名の封建支配下にくみこまれるが、稻葉氏に與えられた課題は、當面それにはどのように對處するかということであつた。能登において前田氏が、封建支配完遂のために、まず村殿の専門武士化をはかり、他面百姓に村殿の非違を告發するよう獎勵したが、同様な政策的關心が稻葉氏にもあつたであろう。しかも稻葉氏の關心は、安養寺を中心とする眞宗教團にむけられねばならなかつた。

※安養寺に對する武家の關心は、天文年間その極に達した。即ち天文八年六月、安養寺は本願寺の當番をつとめたが、十月證如から折檻されている。三木直頼の訴えによるものである。その間の事情はなお明確でないが、越前朝倉氏の美濃侵入にかかわつての折檻であろう。しかし天文十年にいたつて安養寺は逆に、朝倉氏の郡上侵入に對抗する三木・畠佐兩氏から合力加勢を懇請されている。安養寺に現存

する下間頼廉・足利義昭・朝倉義景・武田信玄・長延寺等の書状は、戦國武將の間に亘して活躍する安養寺の動向を如實に物語つている。

稻葉氏が、安養寺を中心とする眞宗教團に特に關心をはらわねばならなかつたのは何故であろうか。もちろんそれは先述したように、教團構造に還元して指摘されねばならないが稻葉氏の門徒化希望を重視するとき、路次問題をはなれては正しく理解できないようである。

さきにもふれたように、濃飛は、東海から北陸に通ずる交通上の要地であり、白山三馬場のひとつ美濃長瀧寺によつて、古くから越前加賀への通路がひらかれ、また白川を通つて越中庄川の上流に出る道や、高山をへて神通川に出る道もはやくからひらけていた。ともにひろくは、北陸裏街道とも稱されていた。天文日記によれば、美濃に加州上下者のために宿があつたといふ（先述）、武田氏から越中へ派遣する使者の案内を、恒常的につとめる商人が美濃にいたといふ。かかる事例は他にも多いが、その交通量は想像以上に多かつたらしい。ところで中世末期、この北陸裏街道に異常な期待をよせたものとして、本願寺と甲斐の武田氏をあげてよいであろう。

加越兩國の通路封鎖が、この裏街道の地位をたかめた

ことについては、先に指摘したが、本願寺がこの通路確保に如何に腐心したかは、天文日記八年十一月十二日の條によつても知られる。即ちそれによると土岐頼藝は、

本願寺に對して、内島兵庫助の郡上郡押領を詰問してきた（本願寺に詰問したのは、内島が本願寺の門下であると信じられていたからである）。しかもこの事件で重視したいのは、土岐氏からこの押領問題が解決するまで、街道路次を相とどめると、警告してきたことである。街道封鎖におどろいた本願寺證如は、ただちに内島の知行には關係ないと辯疏し、一方内島に書を下して善處方を依頼した。九年五月十六日の條によれば、内島兵庫助は證如の命をまもり押領地を早速返還している。本願寺が在地教團の勢力を誇示すれば、土岐は通路の儀を誇示するという狀態であつた。若しこの通路が土岐氏によつて強引に封鎖されたならば、北陸教團の様相は一變したであらうし、合戦の場合は大坂石山でなく濃飛にうつされていたかもしれない。

つぎに武田氏がこの通路に關心をよせたのは、いうまでもなく宿敵上杉氏に對抗せんがためであつた。永祿五年八月武田信玄が、聞名寺の飛州留守職高原願智坊に寺内撻狀をさづけたのは、願智坊を介して越中門徒を掌握

しようと計つたためであり、越えて八年六月中旬甲斐武田方の武将飯富昌景は飛州高原を経て越中新川郡に出、椎名康胤をくだしている。さらに同十年五月、信玄みずから高原を越え越中國境を巡視、防備を修せしめている。⁽⁵⁾ともに越中一揆を利して越後をうかがおうとする魂膽であつた。こうした武田氏の、濃飛を介して越中一揆に接近しようとする態度は、元龜年間に入りさらにつよまり、元龜二年四月六日には、越中上田石見守に出信し、一揆を催して椎名をたすけしめ、同三年五月二十日安養寺に出信し郡上の兩遠藤氏と關係を結ぼうと計つた。⁽⁶⁾同九月廿六日の遠藤加賀守あて信玄書状によれば、遠藤の信玄荷擔が實現している。爾後この地域を中心として、上杉・武田・遠藤・朝倉・長延寺・淺井・安養寺・本願寺一織田の權謀術策が展開される。

以上の如く濃飛通路の importance から、當地を介して本願寺と武田氏の關係はいよいよ深まり、その權勢下に濃飛教團は温存された。そしてかかる情勢を眼前にした稻葉氏は、武力をもつてこれに對抗し、みずから發展を挫折さす愚をよみとつたのである。分國內の攻防戦はすでにその背後に、浅井・朝倉・武田・加越一揆と、膨大な勢力を予想しないではおれない狀態にあつた。ここで稻

葉氏は、あたかも信長が、本來は討つべき眞宗の寺院であつても、それが有する樂市によつて自己の立場をうるおせるとみた場合、ためらうことなくこれを保護したよう⁽⁷⁾に、まず自身門徒化し、その中で封建支配の立場を着實に確立していこうともくろんだ。しかもそれが、農民保護策⁽⁸⁾に昇化される可能をもつていたことは、重視されねばならない。

第二に、稻葉氏が門徒化した理由を、本願寺の政治的立場から考えてみよう。

稻葉氏が門徒化した天正十三年の前年には、『貝塚御座所日記』によれば北伊勢、美濃邊に一揆が蜂起している。しかも同記によれば、秀吉は織田信雄に、北伊勢一揆から取りあげた兵糧米二萬五千俵を進上している。かかる一揆勢がいかに豊富な兵糧を確保していたかがわかる。(一揆の保有した兵糧については、雑賀大田の天正十三年一揆の場合をも參照せよ) ところで、北伊勢美濃一揆の場合、重視したいのは、この一揆に際し本願寺が秀吉の陣所へ河野越中を派遣し、一揆と本願寺が無關係であることを辯疏していることである。この頃の本願寺と秀吉は、まつたく水魚のまじわりをむすんでおり、それを示す事例は枚舉にいとまない。『多聞院日記』天正

十一年二月の條に、秀吉のことを「門徒なる故」といつ

る。

ているのは、その間の風評をあますところなく示している。

さて、この事實を前提とするとき、天正十年頃秀吉から不審をこうむつた稻葉氏が、本願寺を介して秀吉との關係を強化しようと推定してよいのではなかろうか。

※稻葉一鐵・貞通に對する秀吉の不審は、七ヶ條にわたつて

いる。くわしくは『美濃明細記』を參照されたい。注意し

たいのは、七ヶ條の一つに、稻葉氏が越前通路の運上荷物を押領したことがあげられている。いうところの運上荷物が何人のものなのかなお不明であるから断定のかぎりではないが、重要な問題を含んでいる。當時越前には、秀吉に對抗する柴田勝家がおり、秀吉、勝家、本願寺、加賀一揆の力關係からあらつてみなければならない。稻葉氏の門徒化の問題も、この邊りに鍵があるようだが、後日の課題としておこう。

稻葉氏の門徒化は、まさしくこの意圖のもとに發想され、美濃に對する本願寺の政治的關心が、稻葉氏の希望を了承させたといつてよいであろう。

かくして、越中石黒氏の門徒化を灰色とするならば、

稻葉氏のそれは、曉天をそめるバラ色と評してよいであ

※この時代における通路の問題は重要である。たんに分國經

濟の推進や、戰略物資の運搬というだけではなく、商業資本の問題——あえて初期絶對主義を信奉するわけではないが——織豊大名成立過程の問題は、この問題を無視しては全きを得ないとと思われる。この點、本願寺門徒化を希望した伊賀の國人十一人が、門徒を安堵されれば、「通路無煩可致馳走之由、先度以起請申之」(天文日記)といつていることは重視すべきである。

むすび

上來、武家領主層の本願寺門徒化について考察してきた。もちろんこの問題は、さらに克明な在地構造の分析をもつてふかめらるべきであろう。その點、限られた小論においては、充分意をつくし得ず、もつぱら啓蒙的な問題提起におわつた感がある。いづれ機會をみて補足するであろう。ただ擱筆するにあたつて再應左の二點を確認しておきたい。

まず第一に、當時本願寺の門徒化を希望したものは武家の一部だけではなく、ひろく諸層にわたつてみられたということである。しかもそのうちに、まま門徒化希望を詐偽するものがあつたということは注意しなければな

らない。天文日記十二年十一月二十三日の條に、鳥居小

路氏が同年十月中旬から門徒化を希望し、證如がそれを承知したとするしている。しかもその文中

「此申狀 非詐偽之旨 以誓言已被申候」といつていふことなどは右の事實を示すものであろう。鳥居小路氏が、どのような理由で門徒化したか、斷定のかぎりではないが、戰國の動亂に處し、目的的に門徒化しようとする一部の風潮と、その目的洞察にこまかい神經をついやすく本願寺の立場が物語られている。しかもそのように、門徒化希望に異常な神經をつかい、ある者にはそれを許可し、ある者に對しては敢然と拒絕した證如の態度、あるいはまたみずから音信し、物を送つて在地門徒への厚意を謝し、——たとえば播州赤松氏に對する證如の駒進上や、天文日記九年五月十八日所出の、常陸國奥七郡の主佐竹氏や地頭東野氏への音信謝禮など——あるいは逆に所領安堵の折紙所望を拒絕した證如の態度、こうした證如の態度を通じて我々は、諸國の教團事情、就中地

權力と門徒衆の關係、その地域的特性を側面から察知す

ることができるであろう。この點本論において、武家の門徒化希望に對する證如の態度からくみとるべき他の多くの問題を、未解決のまま残してきたといわねばならぬ

い。

第二に、本論の所説を發展させて、中世末期、中部地方の眞宗教團には、越前型、美濃型、加賀越中型の三つの型があつたと想定したい。もちろんこの類型を金科玉條として、すべての歴史現象をそれに附會しようとするものではない。しかしこの想定によらねば、加賀教團内部で頻繁にみられた別心者の生涯が、何故美濃教團においてみられなかつたか、美濃や越前でみられなかつた本願寺領國制が、どうして加賀で實現し得たのかというような總括的な問題は、一步も解決できないようである。

具體的であるべき地域差を、觀念的に抽象化し、臆面もなく利用する傾向は、今日ひところほどつよくはないが、しかしここに提示した三類型の批判によつて、今後眞宗教團の地域差の問題がより具體的にふかめられるならばさいわいである。

註

① 實悟記
② 反古裏

③ 史料中の善明寺は、岐阜縣揖斐郡房島の善明寺、濃飛兩國通史上卷を參照せよ。

④ 紀伊國續風土記。なお天文日記六年九月六日の條を參照せよ。

- 天文日記八年十一月十二日の條
天文日記六年三月十八日、十年十二月廿七日の條
石川縣鹿島郡長福寺文書
- 笠原一男氏紹介史料（『國民生活史研究』四所收）
同 「戰國武士と眞宗」（『國民生活史研究』四所收）
新行紀一氏「越中一向一揆の諸前提」（『日本歴史』一四
一）
- 金子昭貳氏「中世本願寺教團の發展と武士階級」（『日本
佛教』第十一號）
天文日記十年十二月二十七日の條
長瀧寺文書（文祿二年十一月十六日附貞通寄進狀）
宮川滿氏『太閤檢地論』第一部
奥野高廣氏『戰國大名』
- 鈴木良一氏「純粹封建制成立における農民鬭争」（『社會
構成史體系』所收）
奥野高廣氏 前掲著書
- 拙稿「眞宗教團の基礎構造」（大谷大學研究年報第十二）
天文日記
天文日記
- 辻善之助氏『日本佛教史』中世篇五
西本願寺刊『本願寺史』
天文日記十年九月十一日の條
西本願寺刊の『本願寺史』は、朝倉氏が門徒化し、また
- 毎年三萬疋を進上することを條件として、本願寺側に非常に有利な和平が成立したといつてある。和平成立の事實は別として、朝倉氏の門徒化希望を證如が拒絕していることを忘れてはならない（註⑯参照）
- 顯如上人書札案留（永祿十一年四月五日附）
山縣源三郎について、天文日記は「令小濱代官之由候」と註しその地位を示している。
- 天文日記七年十二月十日の條
天文日記十年七月二十七日の條
天文日記十年十二月二十七日の條
本願寺自體の大名的權力というが、その權力を具體的にどのような大名に比定してよいか、重要な問題である。これに關し井上銳夫氏は、本願寺領國の分析から、守護大名と戰國大名との中間に位置づけている。（史學雜誌六九一〇）擬制化された莊園所職をどのように評價するかの問題にも通じ、今後この貴重な提案を中心につかばつな論議が予想される。
- 平泉寺文書
永祿十一年九月六日附義景裏書（平泉寺文書）
福井縣大野郡下味見、稱名寺文書
顯如上人書札案留
貝塚御座所日記
本願寺文書
井上銳夫氏「一向一揆の本質」（『國民生活史研究』四）
越中善徳寺文書
- ⑤ 天文日記八年十一月十二日
⑥ 天文日記六年三月十八日
⑦ 石川縣鹿島郡長福寺文書
⑧ 笠原一男氏紹介史料（『國民生活史研究』四所收）
⑨ 同 「戰國武士と眞宗」（『國民生活史研究』四所收）
⑩ 新行紀一氏「越中一向一揆の諸前提」（『日本歴史』一四
一）
⑪ 長瀧寺文書（文祿二年十一月十六日附貞通寄進狀）
⑫ 宮川滿氏『太閤檢地論』第一部
⑬ 奥野高廣氏『戰國大名』
⑭ 鈴木良一氏「純粹封建制成立における農民鬭争」（『社會
構成史體系』所收）
⑮ 奥野高廣氏 前掲著書
⑯ 拙稿「眞宗教團の基礎構造」（大谷大學研究年報第十二）
⑰ 天文日記
⑱ 天文日記
⑲ 辻善之助氏『日本佛教史』中世篇五
⑳ 西本願寺刊『本願寺史』
㉑ 天文日記
㉒ 西本願寺刊の『本願寺史』は、朝倉氏が門徒化し、また
- ㉓ 山縣源三郎について、天文日記は「令小濱代官之由候」と註しその地位を示している。
- ㉔ 天文日記七年十二月十日の條
㉕ 天文日記十年七月二十七日の條
㉖ 本願寺自體の大名的權力というが、その權力を具體的に
ど
の
よ
う
な
大
名
に
比
定
す
べ
く
い
か
、
重
要
な
問
題
で
あ
る
。
こ
れ
に
關
し
井
上
銳
夫
氏
は
、
本
願
寺
領
國
の
分
析
か
ら
、
守
護
大
名
と
戰
國
大
名
と
の
中
間
に
位
置
づ
け
て
い
る
。
（
史
學
雜
誌
六
九
一
〇
）
擬
制
化
さ
れ
た
莊
園
所
職
を
ど
の
よ
う
に
評
價
す
る
か
の
問
題
に
も
通
じ
、
今
後
こ
の
貴
重
な
提
案
を
中
心
に
つか
ば
つ
な
論
議
が
予
想
さ
れ
る
。
- ㉗ 平泉寺文書
㉘ 永祿十一年九月六日附義景裏書（平泉寺文書）
㉙ 福井縣大野郡下味見、稱名寺文書
㉚ 顯如上人書札案留
㉛ 貝塚御座所日記
㉜ 本願寺文書
㉝ 井上銳夫氏「一向一揆の本質」（『國民生活史研究』四）
㉞ 越中善徳寺文書

奥野高廣氏『戦国大名』

照蓮寺文書

天文日記十年十二月二十七日の條

天文日記六年十一月二十六日の條

天文日記六年四月六日の條

天文日記十二年、織田氏安堵状（大日本史料第一〇編第二冊
七二一—七二二頁、稻葉順通氏所藏文書）この文書は、

土岐累代記、土岐齊藤軍記

美濃國河西の諸段錢及び夫錢を三人（氏家直元・伊賀定治・稻葉貞通）参分の一あて等分に支配するようとにとの

この裏書はともに『濃飛兩國通史』上（八〇六・八〇八頁）にみえる。鶴尾教導氏の蒐集史料にもとづいている。

安堵状である。文中によれば最初の安堵は永祿十年。

②に同じ

天文日記五年一月二十九日の條

天文日記十年九月二日の條に、「永壽寺門徒坊主、分五郎左衛門」というのはそれであろう。

郡上八幡への轉封年時について、美濃明細記や土岐累代記は「天正十三年九月」とし、飛騨編年史要は、天正十六年秀吉の指令によるとしている。

天文日記

多藝一揆については、天文日記六・七・二二、六・八・

天文日記八年十月十九日の條、八年十月二十一日の條、
八年十月三十日の條

三、六・八・六、六・九・六、六・九・十一の條によれば多藝一揆に

郡上安養寺文書

なお六・八・六、六・九・十一の條によれば多藝一揆に

諸州古文書

ついて土岐・六角氏より詰問された時、本願寺や國の坊

主衆が一向知らずと返事したことは、その主體が村殿で

あり、それに責めをおわす趣旨であつたと思われる。こ

のような例は、天正十四年九月閻名寺下の一揆にあたり

聞名寺末坊四人がそのせめをになつたことと同じい。

飛騨編年史要

天文日記五年九月十九日の條

岐阜市神田町圓徳寺（本願寺派）藏、信長制札

天文日記十年十一月八日の條

瑞泉寺誌所収文書、安養寺文書

天文日記十年十二月二十七日の條

長瀧寺文書

天文日記十年十二月二十七日の條

なかつたのは、その權力を、作人の小經營の安定の上に

確立しようとしたからに他ならない。その必然について
は、農民の逃散に對應するという考え方や（林基氏）一揆
による農民の地位の高上のためだという説（水原慶二氏）
などあつてさだまらない。一揆敗北論にまつわる問題と
してだけではなく、織豊大名の權力基盤の問題として、
ひろくとりあつかわれねばならない。
(昭和三十六年度文部省科學研究費による總合研究成果
の一部である)